



札幌三番街商店街振興組合と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180019 号)

札幌三番街商店街振興組合 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

札幌三番街商店街振興組合は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 30 年 8 月 30 日

札幌三番街商店街振興組合
理事長

澤田 知廣

札幌市
市長

秋元 克広

私たちのマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 私たち「札幌三番街商店街」は、
“エルムの立ち並ぶ、人に優しい”商店街として、
- 札幌市民から国内外の観光客の皆様まで、グルメやショッピングを思いっきり楽しんでいただけるよう、加盟店一同、食の安全・安心に取り組めます。
 - “時計台通り”の美化活動を行うなど、お客様が気持ちよく、衛生的に過ごせる空間づくりに努めます。
 - 活力ある商店街活動で、まちのにぎわいをつくり、“食と観光のまち・さっぽろ”の魅力を発信します。
 - これらの取組を通じて、おもてなしの気持ちいっぱいにお客様をお迎えし、“笑顔になれる街・さっぽろ”、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指します。